

京都市立学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
1	実施方針	P2	1	1	(7)	ア		設計及び施工期間	施工に関して長期休業期間等実施期間が記載されているが設計に関しては通常時間に実施可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施方針	P2	1	1	(7)	ア		設計及び施工期間	事業契約締結日～令和13（2031）年3月とありますが、工期短縮は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施方針	P2	1	1	(7)	ウ		維持管理期間	維持管理期間が令和26年3月までと設定されておりますが、施工期間を短縮した場合、維持管理期間は短縮されますでしょうか？（例：施工を令和12年3月に終了した場合、維持管理期間を令和25年3月までとする等）。施工期間短縮により維持管理期間が短縮されることが事業者側のインセンティブとなり、早期整備の実現性が高まるため、施工期間短縮による維持管理期間の短縮を要望いたします。	事業期間のうち、施工期間は提案により短縮することが可能ですが、維持管理期間は事業終了となる令和26年3月まで必要となります。 なお、施工期間の短縮に伴い、引渡日から13年間となる性能保証期間については短縮されます。
4	実施方針	P2	1	1	(8)	ア	(イ)	空調設備等の設計業務	設計のための一般図作成と記載されていますが配置図、建築図のCAD図作成を指していると考えて宜しいでしょうか。また、貴市からは一切提供されないのでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、本市で提供可能である図面はできる限り開示予定です。
5	実施方針	P2	1	1	(8)	ア	(イ)	空調設備等の設計業務	設計のための対象校の一般図（配置図、各階平面図）作成業務とありますが、空調整備に関わる空調設備図およびそれらに関連する図面の作成と考え、建築一般図(空調設備図の下図等の基となる建築平面図)などの作成は含まないと考えてよろしいでしょうか。	建築一般図(空調設備図の下図等の基となる建築平面図)も含まれております。
6	実施方針	P2	1	1	(8)	ア	(工)	空調設備等の設計業務	モニタリングへの協力等に関して想定される業務はどのような内容でしょうか。	本市が事業の進捗状況や内容などを確認するためにモニタリングを実施することがあります。その場合に、必要に応じて当該業務で作成した資料（例えば計算書）を提出いただく等を想定しています。
7	実施方針	P3	1	1	(8)	オ		空調設備等の性能保証業務	消耗品交換とありますが、室内機のプレフィルタは該当しないと考えてよろしいでしょうか。	プレフィルタの清掃後も目詰まりが解消されない場合や、損傷が確認される場合には、交換対象となります。
8	実施方針	P3	1	1	(8)	キ	(イ)	空調設備等の早期更新業務	設計のための対象校の一般図（配置図、各階平面図）作成業務とありますが、空調整備に関わる空調設備図およびそれらに関連する図面の作成と考え、建築一般図(空調設備図の下図等の基となる建築平面図)などの作成は含まないと考えてよろしいでしょうか。	建築一般図(空調設備図の下図等の基となる建築平面図)も含まれております。
9	実施方針	P3	1	1	(8)	キ	(オ)	空調設備等の早期更新業務	新設設備に伴う移設に関して設計業務は貴市対応と考えて宜しいでしょうか。また、移設先は同校内の空調未設置室を想定されているのでしょうか。	設計業務は本市と別途協議となります。 また、移設先は同校内でない場合もあります。
10	実施方針	P4	1	1	(9)	ア		選定事業者の収入	設計・施工等のサービス対価については、全額一括払いでしょうか。それとも割賦による分割払いもありますでしょうか。	サービス対価の支払いの詳細は、入札説明書等において示します。サービス対価の支払いについてはNo.11-14もご参照ください。
11	実施方針	P4	1	1	(9)	ア		選定事業者の収入	「要求水準書案V 所有権移転業務の要求水準」において、新設設備の引渡し日は「6月、8月、12月及び3月の各末日」と設定されていますが、実施方針では支払いが「当該会計年度の終了日まで」とされています。6月や8月に引渡し完了した場合でも、支払いが翌年3月（年度末）となる場合、事業者において長期間の立替金利が発生し、事業費（入札価格）の増大につながります。PFI事業における財政負担縮減の観点から、「各引渡し完了後、30日以内（または翌月払い）」のように、支払いサイトを短縮することは可能でしょうか。	支払いについては、各事業年度の半期の業務終了後、請求を受けた日から30日以内に支払うことを予定しています。詳細は、入札説明書等において示します。サービス対価の支払いについてはNo.10、12-14もご参照ください。
12	実施方針	P4	1	1	(9)	ア		選定事業者の収入	早期更新業務のサービス対価の支払い方法をご教示ください。	早期更新業務のサービス対価の支払い方法の詳細については、入札説明書等において示します。サービス対価の支払いについてはNo.10、11、13、14もご参照ください。
13	実施方針	P4	1	1	(9)	ア		選定事業者の収入	サービス対価の支払いについて、「国庫交付金の充当を予定している」とありますが、対価の支払いは「本市への国庫交付金の交付決定または入金の有無に関わらず」、契約に基づき定められた期日に確実に実行されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。サービス対価の支払いについてはNo.10、11、12、14もご参照ください。

京都市立学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
14	実施方針	P4	I	1	(9)	ア		選定事業者の収入	「所有権移転後に当該会計年度の終了日までに支払う」とありますが、3月末所有権移転の場合は、翌年度支払いになるという認識でよろしいでしょうか？また、設計・施工等のサービス対価に関しては年1回の支払いでしょうか。	前者についてはお見込みのとおりです。サービス対価の支払いについてはNo.10-13もご参照ください。
15	実施方針	P9	II	4	(1)			入札参加者の全体構成	「SPCから直接業務を受託し又は請け負う者を構成員とし、」との記載がございますが、設計・工事監理・性能保証・維持管理以外の業務をSPCから受託・請負う者であっても、SPCへ出資し、構成員となることは可能であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。進捗管理、構成員等との連絡調整などの統括管理業務やその他業務を行う者が構成員等となることを妨げるものではありません。
16	実施方針	P11	II	4	(2)	オ	(ア)	「性能保証業務」及び「維持管理業務」を行う者の要件	「性能保証業務」と「維持管理業務」を同一の企業が担う場合、「選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持つ者」の配置は、両業務を通じて共通の資格者でよいという理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
17	実施方針	P12	II	7				特別目的会社の設立	SPCへの出資者に関してですが、本項記載の条件以外に「施工役割会社から少なくとも1社は出資が必要」等の条件はないとの認識でよろしいでしょうか？役割会社からの出資等の条件についてはない方が柔軟に事業グループを組成できるため、追加の条件はなしとしていただきたく考えます。	お見込みのとおりです。
18	実施方針	P12	II	7				特別目的会社の設立	「SPCへの出資は入札参加者の構成員によって行うこと」との記載がある一方で、「構成企業の保有する議決権が特別目的会社の全議決権の過半数」とも記載されており、構成員以外による出資（議決権の保有）が想定されているように見受けられます。用語の定義では、構成員は「業務の一部をSPCから直接受託」する者と定義されていますが、SPCから直接業務を受託しない「純粋な出資者（金融機関や地元企業等）」が、構成員以外の出資者としてSPCに出資することは可能という理解でよろしいでしょうか。またその場合、入札参加グループの構成員（業務受託者兼出資者）の出資比率合計が50%を超えていれば要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	純粋な出資者（金融機関や地元企業等）が、構成員以外の出資者としてSPCに出資することは可能とします。SPCの条件については、入札説明書等において示します。
19	実施方針	P13	III	3	(2)			モニタリングの時期	モニタリング時期に工事監理の記載がございませんが、工事監理におけるモニタリングは不要と考えてよろしかったでしょうか。	P2の事業範囲に記載されている通り、工事監理も含まれます。モニタリングについては、No.6もご参照ください。
20	実施方針	P15	IV	2	(2)			学校施設の利用等に関する事項	室外機の配置場所について、例で普通教室の窓を隠すような場所に設置しないものとすると思いますが、既設機器が上記のような設置の場合、移設が必要となるのでしょうか。	移設が可能な場合には、本市と協議の上移設としますが、移設が困難な場合においては、既設機器の設置場所で可とします。
21	実施方針	P15	IV	2	(2)			学校施設の利用等に関する事項	「室内機、熱源、屋外キュービクル、各種配管類等の設置に際し、障害物がある場合は、本市の指示に従い、選定事業者の負担において移設させ、又は機能復帰させることを原則」とありますが、室外機などを設置したために復旧することができない場合は、どのような対応をすればよろしいでしょうか。	復旧できない機器等についての対応は、本市と協議の上決定します。
22	実施方針	P15	IV	2	(2)			学校施設の利用等に関する事項	室外機の設置場所に関して例に挙げられている窓を隠すような場所には配置しないものとすると思いますが更新の場合、仮に既設室外機がそのような状況であった場合は設置可能と考えてよろしいでしょうか。	移設が可能な場合には、本市と協議の上移設としますが、移設が困難な場合においては、既設機器の設置場所で可とします。
23	実施方針	P15	IV	2	(2)			学校施設の利用等に関する事項	設計業務を行うにあたって、貴市及び対象校と十分協議とありますが設計段階で設計調査に貴市は同行いただけると考えてよろしいでしょうか。	全対象校の設計調査への本市の同行は想定しておりません。詳細は、本市と協議の上決定します。
24	実施方針	P15	IV	2	(2)			学校施設の利用等に関する事項	「校舎の屋上の使用は原則認めない」とあるが、既存の室外機が屋上に設置されている場合に限り、更新機器の設置およびそれに伴う配管・配線ルートの構築のために屋上を使用することは問題ないでしょうか。	既存の室外機が屋上設置されている場合においては、新設機器の荷重が既存機器の荷重を超えないと判断された場合は屋上を使用可能です。新設機器の荷重が既存機器の荷重を超える場合は、別途検討が必要となります。
25	実施方針	P18	VII	1				法制上及び税制上の措置に関する事項	SPCは、貴市の要求水準に基づき事業を行う株式会社であり、あくまでも本事業の事業主体は貴市であることから、SPCに事業所税は課税されない認識でよろしいでしょうか。	本市の課税要件をご確認ください。

京都市立学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
26	実施方針別紙2	P3						34性能リスク	「新設設備、更新対象外設備の通常劣化等による性能の低下」が事業者負担となっていますが、既存配管を用いたためによる（冷媒ガスの漏れ等）新設設備の性能低下があった場合、原因判明できれば問題ないのですが、原因判明できなかった場合は事業者負担となるのでしょうか。	原則事業者負担と考えますが、新設後の経過年数等状況を勘案し、本市と協議の上決定します。
27	実施方針別紙2	P3						42設備損傷リスク	「空調設備の劣化に対して、事業者が適切な性能保証業務及び維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷」が事業者負担となっておりますが、具体的にどのような損傷が考えられるのかご教示いただけないでしょうか。	フィルターの掃除を怠ったことによる、ドレン配管の詰まり等による漏水による、汚損、施設外壁の汚損などが考えられます。
28	要求水準書（案）	P3	I	8				業務における留意事項	「将来的に屋上に太陽光発電設備を設置する可能性」について、本事業における受変電設備の設計・施工において、将来の接続を見越した予備スペースの確保や、特定のブレーカー容量の確保等を求める具体的な仕様について情報をご提供いただけますでしょうか。	現時点で具体的な指標はありませんが、設置可能な太陽光発電において、高圧側に接続可能な遮断機VCB（7.2kV・600A・12.5kA）同等品及び周辺リレーを接続を見込んでおります。
29	要求水準書（案）	P9	II	2	(2)	ウ		新設設備の性能	グラウンドにクレーン車等を設置し屋上等の設備の搬出入作業を行うことは可能でしょうか。	可能とします。ただし、学校運営・地域利用に支障がないよう、安全対策、養生、必要に応じて車両乗り入れ後に運動場の整地などを行ってください。
30	要求水準書（案）	P9	II	2	(2)	キ		新設設備の性能	「住宅等に隣接する場所に室外機等を設置する場合は、特段の配慮を行うこと」とありますが、騒音規制値は夜間の規制値もクリアする必要がありますでしょうか。	昼間の規制値を順守してください。学校施設という性質に鑑み、昼間以外の運転は想定しておりません。
31	要求水準書（案）	P10	II	3	(1)	ア	(1)	空調設備等に関する一般的要件	R32冷媒等の安全基準に則り必要な措置を講じることとあるが、小規模な教室等で冷媒濃度上昇の懸念がある場合、検知センサーや機械換気連動等の電気的な安全対策設備も事業者の費用負担で設置すべき対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	要求水準書（案）	P10	II	3	(1)	ア	(ウ)	空調設備等に関する一般的要件	設置を基本とする遠隔監視システムについて、運用に係る通信回線費用（SIM利用料等のランニングコスト）は、性能保証業務の範囲として選定事業者の負担か、あるいはエネルギー費用として貴市の負担との認識でよろしいでしょうか。	通信回線費用については事業者の負担です。
33	要求水準書（案）	P10	II	3	(1)	ア	(木)	空調設備等に関する一般的要件	機種によってはグリーン購入法に対応している製品が無い場合もあるので、グリーン購入法の規定については原則として頂けますか。	お見込みのとおりです。グリーン購入法にないことが本市との協議で確認できましたら対象外といたします。
34	要求水準書（案）	P10	II	3	(1)	ア	(ク)	空調設備等に関する一般的要件	「対象室がパーティション等で間仕切りを～各空間に1台以上の室内機の設置を行うこと」とありますが、この可能性がある対象室は、事前に部屋面積及びパーティションの位置等をご教示いただけますでしょうか。	ご指摘を受けて、「又は将来使用することが想定されている場合」を削除する形で要求水準書を修正します。
35	要求水準書（案）	P10	II	3	(1)	ア	(ク)	空調設備等に関する一般的要件	対象室がパーティション等で間仕切りをして使用されている、又は将来使用することが想定されている場合は、間仕切りにより区切られた各空間に1台以上の室内機の設置を行うこととありますが、該当箇所が現在室内機の設置がなく、本業務で新たに設置が必要となる対象校はあるのでしょうか。	No.34をご参照ください。
36	要求水準書（案）	P11	II	3	(1)	ア	(サ)	空調設備等に関する一般的要件	屋外露出配管の化粧カバーの材質は任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。耐久性、耐衝撃性に留意したものを条件に任意とします。
37	要求水準書（案）	P11	II	3	(1)	ア	(シ)	空調設備等に関する一般的要件	「配管等の耐久性、耐衝撃性に留意すること」とあるが、児童生徒が接触する可能性のある高さにある電気配線管や冷媒管について、鋼製カバー等の物理的な防護措置を全箇所に求めるものか、あるいは状況に応じた提案でよろしいでしょうか。	状況に応じた提案で問題ありません。
38	要求水準書（案）	P11	II	3	(1)	ア	(セ)	空調設備等に関する一般的要件	新設設備の室内機・室外機に識別番号を堅固に取り付ける指示があるが、これに伴う「名称（プレート等）」の仕様に指定はありますか。また、集中管理コントローラ上でのソフト的な識別（画面上の名称表示）も、貴市指定の統一されたナンバリングルールに従う必要がありますでしょうか。	指定はありません。事業者において識別が容易な方法で任意に設定してください。
39	要求水準書（案）	P11	II	3	(1)	ア	(ソ)	空調設備等に関する一般的要件	「騒音値が対象校の敷地境界線上にて～防音壁等を設置し」とありますが、室外機の設置場所を変更することも可能でしょうか。	本市と協議の上、変更も可能です。

京都市立学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
40	要求水準書（案）	P11	II	3	(1)	ア	(ソ)	空調設備等に関する一般的要件	騒音に関して学校の運営時間を考え、騒音規制値は昼間（午前8時から午後6時まで）の時間帯を満足すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	No.30をご参照ください。
41	要求水準書（案）	P11	II	3	(1)	ア	(タ)	空調設備等に関する一般的要件	貴市や学校からの指示で室外機の設置位置を変更した場合の障害物の移設に関する費用は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書（案）	P11	II	3	(1)	イ	(ア)	空調設備等に関する一般的要件	再利用可能な冷媒配管についての配管洗浄は全数行う必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	要求水準書（案）	P12	II	3	(1)	イ	(イ)	空調設備等に関する一般的要件	既存配管・配線の再利用が不可で新設する場合、校舎内の意匠や構造上の制約により隠ぺい配線が困難な箇所において、化粧カバー等を用いた「露出配線」は原則認められるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	要求水準書（案）	P12	II	3	(1)	イ	(ホ)	空調設備等に関する一般的要件	「隠ぺいされた既存冷媒配管については...原則として再使用すること」とありますが、洗浄等の適切な処置を行ったにもかかわらず、供用開始後に隠ぺい配管自体の老朽化（ピンホール等）に起因して冷媒漏洩等の不具合が生じた場合、その修繕費用及び配管更新費用（付帯建築工事含む）は貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	要求水準書（案）	P12	II	3	(1)	イ	(ク)	空調設備等に関する一般的要件	変則的な大きさ以外の標準的な対象室においては、熱負荷計算の必要はなく、既存の設置機器と同等もしくは記載の能力以上を有する機器を選定してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書（案）	P12	II	3	(1)	イ	(ク)	空調設備等に関する一般的要件	熱負荷計算に関して更新に関する事項に記載されていますが計算は新設の場合に実施するものと考えてよろしいでしょうか。	変則的な室については、既設を含め新設の場合にも計算の実施をお願いします。
47	要求水準書（案）	P12	II	3	(1)	イ	(ケ)	空調設備等に関する一般的要件	天井吊形で更新の場合の必要な対策についてご教示ください。	既設室内機と新設室内機が同じサイズであれば問題はないと考えますが、寸法等が異なる場合、アンカー位置の調整、全ネジの取り換え、状況によっては、アンカーずれが微妙な場合は機器の設置位置の調整等が発生する可能性があり、位置の変更による付随工事の発生と考えています。
48	要求水準書（案）	P13	II	3	(1)	イ	(ス)	空調設備等に関する一般的要件	転落防止策を講じるとありますが、具体的にどのようなことを行えばよろしいでしょうか。事業者による提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者提案で問題ございません。
49	要求水準書（案）	P13	II	3	(1)	イ	(ソ)	空調設備等に関する一般的要件	「グラウンドに面して設置する室外機、配管には防球フェンスを設け」とありますが、既設のフェンスではメンテナンススペースが確保されていないケースが散見されております。事業者間の競争の公平性を担保するために既設のフェンスがメンテナンススペースを満足しているかどうかの情報を開示いただけないでしょうか。	個々の設置状況を完全に把握しているものではありません。確保できていない場合の対応は本市と協議とするよう要求水準書を修正します。
50	要求水準書（案）	P13	II	3	(1)	イ	(ソ)	空調設備等に関する一般的要件	「グラウンドに面して設置する室外機、配管には防球フェンスを設け」とありますが、既設配管に防球フェンスが設置されていない場合は対象外としてよろしいでしょうか。それとも更新対象の配管システムのみ防球フェンスを設置するという理解でよろしいでしょうか。	後者のとおり、更新対象の既設配管システムに防球フェンスが設置されていない場合に、防球フェンスを設置してください。
51	要求水準書（案）	P13	II	3	(1)	イ	(ソ)	空調設備等に関する一般的要件	「直接グラウンドに面していない箇所については室外機カバーを取り付ける」とありますが、室外機カバーについて、仕様をご教示ください。	各メーカーで別途販売している室外機防護カバーを想定しております。
52	要求水準書（案）	P12	II	3	(1)	イ	(キ)	空調設備等に関する一般的要件	天井吊形で更新を行う場合、既存の吊ボルトの強度や耐震支持が現在の「建築設備耐震設計・施工指針」に適合していないケースも想定されます。この際、吊ボルトの打ち替えや振れ止め等の耐震補強工事も事業者の範囲に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	要求水準書（案）	P13	II	3	(1)	ウ	(ア)	空調設備等に関する一般的要件	仮設空調における設置および使用コストは、貴市のご負担と考えてもよろしいのでしょうか？	お見込みのとおりです。要求水準書（案）に記載の通り、夏季の仮設冷房は実質的に設置不可であること、冬季はストーブ類での対応となることを想定し、本市及び学校の負担を最小化する施工時期を検討してください。

京都市立学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
54	要求水準書（案）	P14	II	3	(2)	ア		運転管理方式	貸与資料の「空調設備設置状況図面」において、将来的にパーティションによる分割が想定されている普通教室について室内機を2台設置する場合、それぞれの室内機に対して個別のリモコン配線および集中管理用通信線を、当初から各空間で独立して制御可能な構成で敷設すべきでしょうか。	お見込みのとおりです。各空間で独立して制御可能な構成でお願いいたします。
55	要求水準書（案）	P14	II	3	(2)	ア		運転管理方式	パーティション等で間仕切り…将来使用することが想定されている室…は各空間単位での個別運転が可能とする。とありますが、将来の間仕切りの可能性はどのように判断すればよいでしょうか。	No.34をご参照ください。
56	要求水準書（案）	P14	II	3	(2)	ア		運転管理方式	将来パーティション等で間仕切りが想定される教室では「個別運転が可能なこと」とあるが、これに伴う個別リモコンおよび集中管理用配線も、当初から各空間に独立して制御できるよう配線・設置を行う必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	No.34をご参照ください。
57	要求水準書（案）	P14	II	3	(2)	イ		運転管理方式	既存の集中管理コントローラが職員室や管理室に設置されているが、更新時にタッチパネル式へ変更する際、既存の通信線（遮蔽付ツイストペア線等）の仕様が新設機器の推奨仕様と異なる場合、通信線の全引替が必要となります。この際の校内ピットや配管内の通線が困難な場合の露出配管施工は認めていただけるものと考えていいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書（案）	P14	II	3	(2)	イ		運転管理方式	集中管理コントローラは原則、既存集中コントローラの設置位置とありますが、貴市又は学校からの指示で設置場所が変更となる場合の配線・盤等の費用は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	要求水準書（案）	P14	II	3	(4)	イ		エネルギーの供給に必要な設備	既存GHPからEHPへ更新、または既存EHPの容量変更を検討する際、既存の動力幹線が「JIS C 3605（CVケーブル）」等の現行基準を満たしている場合でも、13年間の性能保証期間中の絶縁劣化リスクを考慮し、原則として「全数引替（新設）」を求めるものか。それとも絶縁測定結果が良好であれば再利用を認めるかどうかで進める形がよろしいでしょうか。	絶縁測定結果が良好であれば再利用を認めます。
60	要求水準書（案）	P15	II	3	(4)	ケ	(ケ)	エネルギーの供給に必要な設備	既存が液化石油ガスを使用しており、既存のエネルギー方式を利用することとして空調設備を更新した場合、収納庫については、既存再利用してもよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	要求水準書（案）	P15	II	3	(4)	ウ		エネルギーの供給に必要な設備	既存空調の電力負荷容量について、現状の負荷容量がわかる資料をいただけますでしょうか。	既存電力負荷容量について整理された資料はありません。原則として学校別空調機器リストにより判断してください。
62	要求水準書（案）	P15	II	3	(4)	ウ		エネルギーの供給に必要な設備	既存空調の電力負荷容量以外の負荷については、資料いただけると考えてよろしいでしょうか。	既存空調以外の既存電力負荷容量について整理された資料はありません。
63	要求水準書（案）	P15	II	3	(4)	オ		エネルギーの供給に必要な設備	低圧受電している学校において、EHPへの更新により契約電力が低圧受電の制限（50kW未満）を超える場合、受電方式の変更（高圧受電への切替）に伴う受変電設備の設置費用は、別途協議（貴市負担）の対象となるという認識でよろしいでしょうか。	低圧受電となっている学校は対象校のうち2校のみですが、受電方式の変更増強は原則想定しておりません。やむを得ない場合については、お見込みのとおりです。
64	要求水準書（案）	P15	II	3	(4)	カ		エネルギーの供給に必要な設備	既設の力率（現力率）が分かる資料を提示いただけると考えてよろしいでしょうか。	提示できる資料はありません。
65	要求水準書（案）	P19	II	3	(4)	キ		エネルギーの供給に必要な設備	PCBを含有している変圧器を取り替える場合、本市の指定場所までの運搬は事業者の範囲とされているが、その後の最終処分費用（JESCO等への支払い費用）については、貴市の負担との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	要求水準書（案）	P15	II	3	(4)	ク		エネルギーの供給に必要な設備	対象となる受変電設備設置個所の床等の積載荷重がわかる資料をいただけますでしょうか。	提示できる資料はありません。原則として既存のエネルギー方式を利用することとしているため、受電設備の改修に伴う床等の積載荷重は提案時点で不要と判断しておりますが、設計調査において必要となった場合には本市と協議とします。

京都市立学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
67	要求水準書（案）	P17	III	1	(4)			技術者及び補助員	監理技術者と現場代理人は兼任出来るという理解でよろしいですか。 また、その場合事業全体で監理技術者（兼現場代理人）が1名、各現場ごとに補助員が付く体制になると考えます。 その場合、補助員は複数の現場を担当することができるという理解でよろしいですか。	関係法令を遵守する範囲で、業務の繁忙度合い、施工時期の重複等、事業者の提案で、合理性につき本市と協議の上決定することといたします。
68	要求水準書（案）	P17	III	1	(4)			技術者及び補助員	補助員は、現場を担当できる程度の経験があれば、必要な資格はないでしょうか。	現場を担当できる程度という明快な指標が資格である以上、原則は要求水準書にしたがっていただくことを想定しております。
69	要求水準書（案）	P18	III	3	(1)	オ		施工業務に関する要求水準	工事用電力は無償提供されるが「デマンドが急激に高くなり契約電力が増加しないよう考慮すること」とある。夏季等の施工集中により既存の契約電力を超過せざるを得ない場合、増加する基本料金等の差額は貴市の負担との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	要求水準書（案）	P27	VI					施工業務に関する要求水準	性能保証業務において、点検等の作業が可能な時間帯についてご教示ください。	原則、午前8時30分から午後6時までとしますが、事前に学校と協議を行ってください。
71	要求水準書（案）	P27	VI					施工業務に関する要求水準	性能保証業務において、長期休み期間中に、貴市職員の不在等の理由で、点検等の作業が実施不可な日程がありましたらご教示ください。	12月29日から1月3日は年末年始休業となります。また8月中旬と12月下旬に学校閉鎖期間があり前年度に日程をお知らせできます。
72	要求水準書（案）	P32	VII	1	(1)	エ		業務範囲	「空調設備等の空調機の運転に付随する消耗品の補充（GHPのエンジンオイルや冷却水（不凍液補充を含む）等）」の点検条件（作業内容、頻度）について詳細をご教示ください。	エンジンオイルの点検・補充、冷却水（不凍液）の点検・補充、フィルターの清掃・交換、その他（燃料系統の点検や冷媒量の確認など性能を低下させないために必要と考えるもの）が作業内容となり、各項目ごとに適切な頻度で行っていただくことを想定しております。
73	要求水準書（案）	P32	VII					維持管理業務の要求水準	維持管理業務において、点検等の作業が可能な時間帯についてご教示ください。	No.70をご参照ください。
74	要求水準書（案）	P32	VII					維持管理業務の要求水準	維持管理業務において、長期休み期間中に、貴市職員の不在等の理由で、点検等の作業が実施不可な日程がありましたらご教示ください。	No.71をご参照ください。
75	要求水準書（案）	P35	VII	3	(4)			法定点検	「事業者はシーズンイン点検に併せて年2回分のみ実施」とありますが、残り2回の簡易点検は貴市にて実施するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	要求水準書（案）	P36	VIII	1	(1)			業務の範囲	早期更新業務について、3年間で計55系統の見込みを超えた場合の費用精算は「双方の合意をもって精算」とある。この際の精算単価（設計・施工・監理費）については、入札時の提案単価をベースとした計算式が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は、入札説明書等において示します。
77	要求水準書（案）	P36	VIII	1	(1)			業務の範囲	早期対象校の内、1年目15校分計20系統、2年目15校分計20系統、3年目10校分計15系統を見込むとありますが、早期対象校にならなかった場合、費用の返還は必要になるのでしょうか。	詳細は、入札説明書等において示します。
78	要求水準書（案）							既設図面	既設の設備機器・配管ルートに記載のある図面の貸与は可能でしょうか。	全ての資料は揃っていません。 本市で提供可能である図面はできる限り開示予定です。
79	要求水準書（案）							寸法図面	貸与図面には寸法が記載されていないものが多々ありますが、寸法の記載されている図面の貸与は可能でしょうか。	全ての資料は揃っていません。 本市で提供可能である図面はできる限り開示予定です。
80	要求水準書（案）							寸法図面	上記が無い場合、竣工図面は寸法入り図面を作成する必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	要求水準書（案）							CADデータ	既設の設備図面のCADデータの貸与は可能でしょうか。	CADデータが存在するものについて、本市で提供可能である図面はできる限り開示予定です。
82	要求水準書（案）							フロン種	GHPは現状R410Aですが、機械の設置年度によって、R410AとR32が学校によって異なる場合が生じますが問題ないでしょうか。	お見込みのとおり機器の選定については事業者提案とします。将来的なフロン再充填時のメンテナンス等の効率を考慮して適切な管理を行ってください。なお、冷媒の選定においては機器発注前に本市と該当冷媒種類の協議を行うこととします。

京都市立学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
83	要求水準書（案）別紙1							本事業の対象校一覧	更新対象及び維持管理の数字は、更新対象となる室外機の数でしょうか。それとも室外機と室内機の合計の値でしょうか。	更新対象となる室内機が設置されている室の数です。
84	要求水準書（案）別紙3	P4		3	(2)			工事監理に提出する書類	質疑・協議応答書、指示・連絡事項は現場変更などの程度の内容で必要と考えればよろしいでしょうか。	本事業内で発生した質疑・協議、指示・連絡すべてと考えております。
85	要求水準書（案）別紙4	P1						設計用屋外・屋内条件	換気量に関して外気負荷の計上はどのように考えれば宜しいでしょうか また、空調能力決定において既設換気設備の設置状況は考慮しないものと考えてよろしいでしょうか	外気負荷は人員数から計上してください。また、季節換気設備も考慮して計算してください。
86	学校別空調機器リスト								業務用マルチエアコンの室外機に接続されている室内機の型式及び室内機能力をご教示ください。	本市で提供可能である図面はできる限り開示予定です。原則として学校別空調機器リストにより判断してください。
87	学校別空調機器リスト								2024年1月設置(待鳳小学校) の空調設備が工事対象室図面に記載されていますが、こちらも更新対象でしょうか。	待鳳小学校の該当設備については、2015年度設置の更新対象設備と同一の室に設置されているものです。 待鳳小学校に限らず、更新対象室について、老朽化した機器と更新不要の新しい機器が設置されている場合、一律に更新対象設備としております。原則として新しい機器についてもあわせての更新対象としますが、既設機器を継続使用する場合は本市と協議してください。
88	貸与資料一覧								調査未実施学校の設備情報（図面や機器リスト等）はいつ頃いただけますでしょうか。	入札説明書等において示します。